

平成26年定例第2回市議会会議録（第4日）

平成26年6月25日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課長	坂田良二
副市長	高野道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
教育長	長岡廣道	福祉事務所長	梅津俊朗
監査委員	平井常雄	環境衛生課長	富重巧斉
総務部長	塚野仙哉	農林水産課長	大津光若
保健福祉部長	松藤泰大	商工観光課長	松尾博
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	上下水道課長	内野逸雄
環境経済部長	横尾健一	健康づくり課長	加藤康志
建設都市部長	石橋慎二	学校教育課長	田中裕樹
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	教育部指導室長	稗田賢次
消防長	塚本哲嘉	企業誘致推進室長	古田稔
総務課長	平木啓喜		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第26号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第1号）

- (5) 議案第27号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第28号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (7) 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める
意見書に関する請願
- (8) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

おはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第23号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月20日、大津教育部長、田中学校教育課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校及び山川南部小学校の4校統合小学校を現在の飯江小学校所在地に建設するため、同校が平成26年9月に山川南部小学校敷地内の仮設校舎へ移転することに伴い、関係条例を改正するものでございます。

まず、みやま市立学校設置条例の改正内容は、飯江小学校の所在地番「高田町舞鶴257番地1」を山川南部小学校の所在地「山川町重富121番地」へ変更するものでございます。

次に、みやま市立学校施設設備利用条例の改正内容は、現在の飯江小学校の移転に伴い、

移転後の飯江小学校には夜間照明設備がないため、条例の別表3 夜間照明設備から飯江小学校運動場を削除するものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

今、委員長から報告をいただきましたので、これから質疑を行いますけれども、その前に、傍聴席の皆さんにお願いいたしますけれども、議場内での帽子着用は認めておりませんので、脱帽をお願いいたします。

これより委員長の報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第23号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第2 議案第24号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、報告をお願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員会報告をいたします。

議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月23日に塚本消防長、富安予防課長及び関係係長の出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、消防法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

これは、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しの主催者に対し、防火担当者の選任や火災予防上、必要な業務計画の作成等を義務づけるものとなっています。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第24号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第25号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月23日に塚本消防長、北嶋総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年12月に公布された消防団を中核とした地域防災力の充実にに関する法律の制定により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、消防団員退職報償金の額が改定されたため、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第25号の討論につきましては、ただいまのところ通告がありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。

議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第26号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第26号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、6ページの総務費国庫補助金の中の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が13,000千円計上されております。恐れ入りますが、ちょっとこの社会保障・税番号制度システムそのものの、ちょっとどういうものかの御説明をひとつお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御説明申し上げます。

この件につきましては、平成25年5月、約1年前になりますけれども、国におきまして、マイナンバー制度関連4法というのが成立、公布されておきまして、それを受けまして、準備を行うものでございます。

この制度でございますけれども、複数の行政機関が持っております個人の情報が同じものであるというふうに、同一人の情報であるということを確認するための基盤というふうに説明されております。これによりまして、各行政機関の情報の照会等で事務が効率化されたり、

それから国民の皆様方の各種申請で添付書類が省略されて、国民の皆様の高利便性が高いというふうに説明されております。

大まかなスケジュールでございますけれども、平成27年10月、来年の10月でございますけれども、本市より通知カードというものを全市民の方にお送りする予定でございます。通知カードには番号を付番いたしまして、住所、氏名、性別と生年月日、4つの情報と番号が書いてあります通知カードというものを来年の10月でございますけれども、通知する予定でございます。個人の番号は12桁ということに決まっております。12桁の番号を付番して、まず通知をするということになっております。

それで、平成28年の1月でございます。個人番号の利用開始ということになっております。御希望の方に個人番号のカードを発行いたしまして、そのカードによって利用開始ということになっております。これが平成28年1月でございます。

また、平成29年1月に国の機関におきまして情報の連携が始まります。

それから、マイポータルといまして、個人の皆様方がインターネットで自分の情報を確認できる制度が平成29年1月、マイポータルというのができるようになっております。

また、平成29年の7月でございますけれども、そこから地方の情報の連携が始まるということになっておりまして、大まかなスケジュールは以上のおりでございます。

この制度は、まず番号を付番するということから始まりまして、法人にも番号がつきます。法人は国税庁の所管になっておりまして、これは13桁という予定になっております。まず、番号を付番する、それから各種機関が情報を連携する、そして本人確認のために、身分証明書にもなりますけれども、個人カードを発行すると、大きく仕組みとしては3つでございます。

それから、利用できる範囲につきましては、法律で細かく規定されておりまして、それ以外の規定には制限がかかるようになっております。

それから、いろいろなりすましか情報漏えいにつきまして不安がある点につきましても、制度面、システム面での制度設計ができるようになっております。

今回、お願いいたしておりますのは、総務省の事業に係るものでございまして、住民基本台帳、それから税と統合宛名と、3つのシステムの改修について、今回、補正でお願いをいたしております。

今後、厚生労働省所管のシステムの改修等が必要になるかと思っておりますので、その際は、ま

た予算の計上をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

ちょっと今、聞いておりましたら、希望される方ということで、そういう言葉を聞いたんですが、これはあくまでも希望される方のみで、私はそういうのを希望しないといった場合は、拒否できるということですか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

個人番号カードですね。今は住民基本台帳ネットカードがございますけれども、個人番号カードを取得するのは、必ずしも義務ではないと。カードは御本人の希望で取得できるということです。そのカードが身分証明書にも使える、公的個人認証にも使えるという制度でございます。個人の御希望に応じて個人カードは発行する。その前に、番号は全市民の方に通知カードで市からお知らせするというところでございます。通知カードと個人番号カードとちょっと違いがございますけれども、そういう取り扱いとなっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

これを書いた何か簡単なフローチャートみたいなのがあったら、よかったら、私たちにちょっと配付していただきたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

内容がちょっといろいろ多岐にわたっておりますので、国の資料を後ほどお配りさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これは全議員さんに配付されますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。2番野田力君。

○2番（野田 力君）

10ページのコンビニの収納システム導入委託料として28,000千円という大きな金が計上されておるわけでございます。いわゆる税金だけじゃなくて、いろんな使用料、12項目にわたって、ほとんどが今度はそういった制度で入っていくわけでございます。

ただ、確かに、市民の皆様の納税とか、そういった支払いをするときに物すごく利便性が高まるかなと思っておりますけれども、中身を検討しますと、今まで金融機関、農協さん、信用組合さん、そこいらで納入しましたら、全て無料なんです。無料でやっている。ところが、今度はコンビニでそういった取り扱いをすれば、コンビニでは60円の経費がかかります、1回1回。これは大きな金でございます。九電あたりの口座振替でも40円か、それくらいでございますが、とにかくコンビニでは物すごく経費もかかるわけでございます。

そして、個人の情報公開というか、そういったやつの保護条例といいますか、個人情報保護については、コンビニは大体一般的にアルバイトの方が多いんですよね。その方にまず手渡ししていく、幾らということですね。そして、その方が操作をして納入手続をしていくと。そして、60円払っていくわけです。これは市が払っていきます、納税者のほうではありません。もちろん、一般の銀行の場合は……（「議長、ちょっと野田議員さんの――総務委員会の中で審議していなかったと思いますけど」と呼ぶ者あり）審議しましたよ。審議したら、ここではもうされないんですか。1回言うておかないと、皆さん、ほとんどこういった理解がされていないかなと思っておりますから。

○議長（牛嶋利三君）

続けてください。

○2番（野田 力君）

そういうことでございますので、情報公開からもちょっと問題があるかなと思っております。

そして、確かに、よその市町村も取り入れておりますけれども、そしたら、次は、銀行に持っていったときは、これでもやっぱり無料でされるのかですね。今後は、相当、コンビニでは60円を市が払うけれども、銀行に持っていったら、今までどおりただになるのかと。そ

いけん、みやま市の場合は、今まで納税の関係で頑張ってきてありまして、口座振替をしつかりやっております。口座振替は、よその市町村よりも高率で口座振替が進んでおります。口座振替にすれば、10円で済むわけですよ。そういったことでございますから、物すごくここいらは今後検討していただいて、金融機関さんとか農協さんあたりからも、なるほどな、そういったところまで御判断いただいたかなという、そこまで到達するような説明と判断されるような資料が欲しいわけでございます。

特に、これは補正予算でそもそも上がってきておるわけですよ。本当は、そういった収納の体系をつくるというなら、当初予算で検討されて、総合的に予算を編成した上で出すわけでございますけれども、何か国庫補助でも何もないわけでございますので、何で一般のあれかなとちょっと思うわけでございます。

それと、もう1つ心配することは、そういった農協さんに税金とか使用料を納めにいくと。そのときに、農協の諸要件をあわせてやっていくわけですよ。だから、農協さんのほうも、これまでコストはかかるけれども、大体いいかなということで、しぶしぶ無料で、それこそボランティアですよ、そういったことでやられておったと思います。ところが、今度はコンビニでできますから、コンビニで終わっていくわけですよ。その金はどこからどう回っていくかといったら、東京に入っていくわけですよ。東京経由でこういきますよ。いけん、地方の金融機関というのは、随分、今度はそれが薄れてくる。ということは、みやま市の経済にも——経済は、その根本たるところは金融でございますから、金融がそういうふうに戻っていけば、ちょっと心配だなと、そう思っております。

だからといって、そういった新しい時代に即応するシステムを進めていかれるということですから、ある程度はよしと思っておりますけれども、これまでのシステムを無料でやられた金融機関、農協さん、信用組合さん、それぞれの人たちに、なるほどと言われるような、やっぱり深く検討していただきたいなと。

そして、多分言われることは、滞納者が、中には、コンビニで払うごとしたら、俺は払うばってんのうというふうな話が出てくると思います、夜でも払われるからとか、そういったやつが、これはもう例外中の例外だろうと思うんですよ。その方には、もう完全に口座振替にしてくださいと、そういうふうにお願ひすれば、口座振替やったら、もう自動的にやりますから、危険性もないわけですよ。

そういったもろもろの問題がありますので、この28,000千円のシステム開発をされる場合

には、そういった前提となる重要なやつを整理されて、議会の議員の皆さんにこういったことですよという報告があつて、そして、ああ、そうか、それだったら、レッツゴーかなという段階まで合意性を踏まえて着手していただきたい。もう何かシステム開発が先行して、そういった諸問題が置き去りにされとりやせんかなと思って心配して、私はきょう言っているわけです。

もちろん、今——総務文教委員会で私は申し上げました。ところが、総務文教委員会は専門的なところがございますし、執行部の皆さんも全部は入ってありません。総務委員会の中には、執行部の皆さん、税務関係も違うんですよ。いろんなところも違うんですよ。総務委員会で議論されないんです、本当は。そこまでなっておりますから、全協のほうか何かでよく整理した上でお願いしたいなと思っております。

ここいらは根本的なことですから、市長のほうから御答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

私も今、野田議員がおっしゃったように、いろいろな問題点があると思いますけれど、実は、近隣市町村の人たちから、近隣市町村がそういったシステムを取り入れているので、みやま市も市民のサービスのために、ぜひそういったコンビニでも納税できるようにしてほしいというたくさんの市民の方から御意見がございましたので、今回、いろいろな問題点はあると思いますが、近隣市町に合わせまして、近隣市町と同じようなサービスをするということで、このような予算をつけたわけでございますので、今おっしゃった問題点は十分考慮いたしまして、今後、考えていきたいと思っております。今、どうこうと言われても、ちょっと私も答えに窮するわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

今の問題につきましては、私はもっともっと詳しく総務文教委員会のほうでいろいろと質問して、問いただしております。ところが、余り確たるような回答がありませんでした。また、何も資料はありません。

そういうふうな中で——そしてまた、この総務委員会から何日間かけておりますから、

市長さんには相当問題点を御説明されておたはずなんですよ。それなら、よその市町村がしておるからしますよということは、ちょっと私はいかがなものかと思っております。それはなぜかという、やはりもちろんよその市町村の動向を見なくちゃなりませんけれども、みやま市の今の状況はどうかといいましたら、ずっと人口は減って、弱くなってきているんですよ。隣の筑後市やったらば、人口はふえて、四万七、八千人、5万人にもなっていくという勢いを持っておりますからね。ということは、裏返せば、やっぱり勤め人が物すごく福岡に行っているとか想像されるんですよ。ところが、筑後市よりもみやま市のほうが口座振替が高いわけでございますから、口座振替にしっかりしていただければ、10円で済むんですよ。そして、今度は直接持っていったらただで、申しわけないですよ、金融機関に対しては、農協さんも。そして、今度は市民の足が遠のく。だんだん弱くなっていくじゃないですか。そういった地域経済をいかにしっかりしていくかということで予算も組み立てなくちゃなりませんし、諸制度もそういったことで進めなくてはならないと思います。

ところが、重要なことを何回も総務委員会で私は申し上げております。それが市長さんに報告されていなかったような感じがするから、とんでもないことだなと思っております。しっかり予算がきょうはもう計上されておりますから、それなりに私も賛同はいたしておりますけれども、中身を――そして、特に言われることは、よその市町村がしておるということですが、中身はこういふことで、コンビニで払えば60円要るんですよというやつをいえば、そうか、そんなこつならされんのかということになると思うんですよ。そこまでやっても、しなくちゃならんならば、市民の皆さんがそういうふう求められるなら、仕方ないと思いますけれども、よくよく考えてください。よろしく願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田議員さん、これは総務委員会に私も出席して、しっかりその意見、要望等を聞かせていただいておりますが、資料等が何せなくして、初めてのみやまでの補正を組んでやるというような議案ですね。ですから、当然このことについて、執行に当たっては、しっかり精査しながらやってくださいというようなことですよ。はい、わかりました。

次、17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

議長、2点ほどあるんですけど、これはページごとに言ったほうが、3回というのがあるから。

○議長（牛嶋利三君）

はい、お願いします。

○17番（壇 康夫君）

一緒のほうがいいですか。

○議長（牛嶋利三君）

ページごとがいいです。

○17番（壇 康夫君）

じゃ、まず1点目ですけど、先ほどの10ページのコンビニ収納の件ですけど、先ほど2番議員から60円という話がありましたけど、手数料は全て一律なのかですね。例えば、チケット購入とかを私はよくやるんですけど、コンビニ振り込みの場合は、今は108円かかるわけですね。だから、そういった意味で、60円という数字が出ましたけど、全部一律でいけるのか。

それと、もう1つは、24時間体制なので、24時間払えると思いますけど、クレジット払いができるのか、この2点をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

まず、手数料の件でございます。

60円といいますのは、コンビニに納付することで、収納代行業者さんにお支払いする金額でございます。これにつきましては本市でお願いする課目は全て同一料金でございます。60円でできるということでございます。

それから、クレジット払いですけれども、これにつきましてはできません。本市でお送りします納付書にバーコードがついておりまして、そのバーコードで消し込む方法のみでございます。クレジット払いはできないことになっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

そういう意味では、逆に、具体的に言って、セブンイレブンなんかは、チケット購入とか

は全てオンラインでクレジット払いができるんですね。何でこういう中途半端な片手間なことをやるのかですね。これは窓口に限っては金融窓口はできないでしょうけど、コンビニのメリットというのはそこもあると思うんですよね、24時間体制とあわせてですね。

先ほどもちょっと話が出ていましたけど、私からすると、クレジット払いができる市内のお店というのが少ないんですよ。だから、そういう意味では——私は東京に住んでいて、こっちに帰ってきたら、えらい現金を持ち歩かにかいかんという危険性というんですかね、そういうのもあるので、そこを検討する余地がないのか、ぜひしていただきたいんですけど、その点についてどうでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

先進の例では、まだ現金払いとしか聞いたことはございません。今後、そういった税のクレジット払いができるかにつきましては、制度ができましたら、私どもも積極的に推進する方向では考えたいとは思っておりますが、今のところ、私は存じ上げません。現金納付だけです。他市の例とかを調査してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

この件については、コンビニということで限定されていますので、逆に、それでは、金融機関、もしくは公共料金を——例えば、ガス、電気等はクレジット払いができますよね。それは御存じですよね。だから、そういう意味で、収納税金もクレジット払いができるような検討を市としてできないでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

税のクレジットカードの支払いにつきましては、多分地方自治法の施行令あたりを改正されないといけないのではないかなと私は思います。はっきりしたデータを持ちませんけれども、自治法の政令あたりで変えないとできないんじゃないかなと思いますので、まだ勉強不

足の点はございますけれども、勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ページ数を変えて。（「次、よかですか」と呼ぶ者あり）はい。17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

じゃ、次に16ページ、教育費、学校施設整備費で、今回、統合小学校の建設事業費として、児童の送迎委託料、これが3,900千円組まれています。そういう意味では、飯江と南部というのはかなり近距離、小学生が歩いてもちよっとで届くというような距離にあります。これの送迎で3,900千円組まれているということは、どういう方法での送迎を考えてあるのか。マイクロバスなのか、ジャンボタクシーなのかですね。小学校自体が40名前後だと思いますし、その辺の方法と、当然、朝そういう形でやられたら、夕方はどうするのか。また、学童保育とか、いろんな児童もいると思いますので、その辺が1つ。

それと、このスタート時期はいつからやられるのかですね。2学期からなのか。

先ほど申し上げたように、これの対象になるのは何人ずつおるのか、午前、午後、行き、帰りですね、その辺をちよっとお教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

私のほうからお答えさせていただきます。

今、お尋ねの送迎の分ですが、マイクロバスでの送迎を予定しております。

マイクロバスは、朝が2つの方向から1便ずつ、それから、帰りは時間帯を2つに分けて、南部小学校から2つの方向に2便を2回というふうに考えております。

以上です。（発言する者あり）

バス自体は28人乗りを考えておりまして、ジャンボタクシーは9人になりますので、28人乗りのバスを2台使用する予定でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

いや、何人乗りじゃなくて、いつから何人が利用して、朝、帰りにやるのかということです。

○議長（牛嶋利三君）

質問者に対して、多岐にありますので、しっかりメモをとってやってください。質問者はもう3回に限られていますからですね。学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

時期的には、9月1日からを予定しております。平成27年3月31日までですね。

送迎対象児童数は39名。先ほど言いました2つの方向ですが、まず1号車、亀谷地区からのほうが19名、それから田浦地区のほうからが20名、合わせて39名を予定しております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ということは、全校生徒のもうほとんどがバス利用でここに来るということですかね。逆に、亀谷なんかは距離的には近くないんですか、飯江小学校より。

○議長（牛嶋利三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

今のところ、PTAのほうと話をしておりますが、PTAのほうでどの地区はバスに乗るとか乗らないとかいうことを今、検討をされております。うちのほうとしては、全員が乗られるような形での予算を今回はお願いしておりますが、まだPTAのほうで、どの地区は歩くとか、そういうことを今、PTAのほうで検討をいただいているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

じゃ、一応今の予算の段階では全校児童を対象に組んでいると。ということは、今、申し上げたように、歩いてくるよという子がおれば、従来どおり、学校の向きが変わっても歩けるよという子はかなり出てくるかとは思いますが、その場合は減額される可能性があるということですね。そこだけ確認します。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

何回かPTAのほうともお話をしております、教育委員会のほうがここはだめだとか、ここはいいとか判断するのはどうかということで、基本的には全員を対象にということで予算をお願いしております。

ただ、保護者によっては、2年後はまた今の飯江小学校のほうまで通うわけですから、1年半バスに乗せて、その後、また歩くということになるとどうかということもありますし、再三申し上げておりますように、体力を維持するという観点からも、全員を乗せるという方向ではなくて、保護者の同意を得て、幾分歩いていただくというのも私どもは期待をしております。ただ、強制はできませんので、今、PTAのほうでそういうお話し合いをいただいている最中でございます。

詳細については近いうちに決めていきたいと思っておりますけれども、夏休みの後半にお試しのバス通学を、出校日を兼ねて、夏休みの後半に2回ほど、こういった問題点が出てくるかわかりませんので、9月1日の前に試行をさせていただくように、そういった計画もしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい。安全性だけ重視してやってください」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

私は、総務だけど、コンビニの件についてお願いと約束をしてもらいたい。

先ほども坂口議員さんがペーパーを下さいと言ったでしょう、ナンバーの件についてね。私もお願いしたでしょうが。総務委員会ですと、これは1行しかないわけでしょう、この何というか、予算書だけしか。だから、ずっと野田議員さんが聞きよったわけよね、これはどげんかっておるか、一聴取不能。ずっとそれに答えるわけやろう。そうすると、もう約1時間ぐらにかかるわけ。よそはどげんかっておるか、よそは大体やっていますとかね。そういう基本的な情報が全然出てこない。我々はずっと会議にしても、基本情報がわからんもんだから、それを聞いて時間が過ぎてしまう。私もお願いしたでしょうが、ほかの議員さんにもちゃんとやってくださいと、きちっと書いたのを。そうでないと、判断ができないわけよ。

それで、私としては、否決せろということやったけど、どうも野田議員さんあたりは否決するのはちょっとというような感じで、だから、一応本会議で言って、簡単には、みんなが

大体納得するまでは執行しないようにというようなことを言うとおっしゃいましたね。私は、それならいいだろうということで総務委員会は終わったんですけどね。やっぱりやり方というのが、情報がほとんど出てこない。

それで、僕らもほとんど知らんですばい。例えば、農協がゼロ円で金融機関が10円とかコンビニが60円とか、もうほとんど知らない、こういうことは。それと、振替の件とかも10円とか、それから390,000千円は税務で今までやって、未回収がね。それから、単年度で約50,000千円ぐらいとか、こういう基本的な情報が全然わからない。それはやっぱり皆さんで情報を共有せにゃいかんから、坂口議員さんのペーパーを出すのと一緒に、できる範囲でいいから、してくださいよ。それが1点。

それから、野田議員さんの意見に私は賛成と言って、あんたから賛成してもらわんでよかばいと言われたばってんさ、賛成です、意見は。それで、やっぱり少なくとも、総務委員会でもう一遍詰めて、少なくとも総務委員会よかとなるまでは、これは執行しないということはどうですか、約束してくれませんか、市長。どうせ立ったら賛成になるんですよ。だから、そういうことを踏まえた上で執行すると、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

20日の総務委員会で、先ほど野田議員のほうからおっしゃいましたような、6点ぐらい御質問とか御意見がございまして、そのときにお答えいたしましたのは、執行する段階までに議員の皆さん方に的確な資料をお示しして、その上で執行させていただくということっておりますので、それはそのとおりにしたいと思います。ただ、時期的には、今、ちょっといろんなシミュレーションをしておりますので、少しお時間をいただきたいということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

ですから、きちっとした資料を、それから議員の皆さんも納得して、そうしないと、これは納得せんまま、一応もうほかの予算に迷惑したらいかんけんということでみんな立つと思うけどね。そういう、こちら側も——市長さんをおもんばかってやっておりますので、こち

らの誠意もちゃんと酌んで、十分納得を皆さん、情報公開というか、して、そして皆さんの理解と納得を得るような努力をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

12ページ、4款。衛生費の分ですね。これについては一般財源が組んでありますけれども、国、県等の何か助成等がなかったのかが第1点です。

それと、あと塵芥処理費のごみ収集運搬費、今回、福祉収集委託料ということで衛生費で組まれておりますけれども、委託料についてはここでやるということでありまして、これをいざ実務といいますか、行うときに、本当にこの環境衛生課のほうでやるのか、どうなのかという点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

まず、1点目のほうから、私のほうから説明させていただきます。

事務費につきましては、一般財源しかございません。

○議長（牛嶋利三君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

2点目の福祉収集の件でございますけれども、窓口は環境衛生課のほうになります。申請の受付も環境衛生課になります。ただし、中身につきましては介護健康課、それから福祉事務所、3課合同で内容の審査等については当たると。現場確認については、一応環境衛生課のほうで行うというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

環境のほうで、その人が利用ができるか、できないかというのの判断をやるということで

ありますけれども、65歳以上の介護サービスを受けている高齢者、障害者ということでありますので、自宅の中でも活動できない方等もいらっしゃるというふうに思うんですね。その人たちは、玄関先までは誰かの手をかりて持っていかにかんということ、やっぱりそこは事業を展開するときは、その専門的なところでやったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、ちょっとそこら辺はどうかをお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

確かに御指摘のとおり、その点を含めて、当初から話を詰めております。ただ、今年度につきましては、年度途中という、補正という形をお願いをして、今年度につきましては、まず全体の要望の人数がどれくらいなのか。我々としては、一応対象者につきましては、先日ありました要介護支援者、七百数十名が対象としてはほぼ該当するんじゃないか。そのうち、何名の方がこのサービスを受けられるように申請をされるのか、その辺がまだはっきりとつかめておりません。今年度につきましては、その辺をどれくらいの量があるのか、あるいはどういった問題があるのか、そういったものも含めながら検討をして、来年度当初予算のときには、改めて今年度の実施状況を見ながら予算の組み方、あるいはその担当窓口、そういったものについても検討をしていくというふうに考えておりますけれども、基本的に、収集の業務につきましては衛生のほうになっておりますので、今回につきましては、環境衛生課の4款で予算を組ませていただいているところでございますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第26号の討論につきましては、ただいまのところ通告が来ておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第26号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第27号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案第27号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第27号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第27号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第28号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第28号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第28号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

ここで、議会運営委員会委員長より休憩の申し出があつております。

暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求

める意見書に関する請願を議題といたします。

これより討論を行います。請願第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。（「動議」と呼ぶ者あり）3番上津原博
君。

○3番（上津原 博君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となっております請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・
解決を図る事等を求める意見書に関する請願でございます。この請願については、17日に全
員による審査を行いました。その後、当該である団体から追加資料として資料が各議員のほ
うに送られてきております。この追加された資料についても、慎重審議を行う必要性を感じ
ております。よって、議長を除く18人の委員で構成する請願審査特別委員会の設置をお願い
し、これに付託して継続審査することを求めます。

以上です。（「議長、賛成意見」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

みやま市内においても、アスベストで3名の方が亡くなられたということで、心よりお悔
やみを申し上げたいと思います。

アスベストを大量に使用したことによる被害は、多くの建設業者、さらにまた、多くの国
民の皆さん方に広がっているわけであります。アスベスト被害者の皆さん方の遺族の皆さん
の生活のできる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとっていただき
たいということの請願でございます。

今、3番議員が申しあげましたように、みやま市は6市議会で足並みをそろえていくとい
う大原則があります。お聞きをいたしますと、大牟田市議会も満場一致、筑後市でも満場一
致で請願が採択されたということでございますけれども、柳川市、八女市、ほかの足並みが
そろっていないということで、足並みをそろえていこうということでもあります。

それと2つ目は、9月議会で、全協の中で意思統一いたしましたけれども、一定の方向性が請願者に対して、ある程度、納得いただけるような方向性を確認いたしましたので、それが1つであります。

それと、今、3番議員も申しあげましたように、追加の資料が出てきておりますので、我々もアスベストの問題を深く議論する必要があるということで、継続審議にして、特別委員会をつくって深く議論をしていくということの動議に賛成であります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま3番上津原博君から請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願については、18人の委員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託して継続審査とされたいとの動議が提出をされております。

この動議は、1人以上の賛成者がございますので、成立をいたしました。

この動議を議題として、採決をいたします。

この動議は起立によって行います。

請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願については、ただいまの動議のとおり、18人の委員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託をして継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願について、18人の委員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託をして継続審査とすることに決定をいたしました。

請願審査特別委員会の委員の選任につきましては、みやま市議会委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において議長を除く18名の諸君を指名いたします。

日程第8 閉会中の継続調査の申出

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 閉会中の継続調査の申出がございます。継続調査の申し出について議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、

お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いいたします。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午後0時17分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会議員 坂 口 孝 文

みやま市議会議員 井 手 敏 夫